

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年 2 月 2 7 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 3 番 清水 大粋

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が 2 以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号 1 の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に 1 となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 2) 発 言 事 項	職員の資質向上及び公益通報制度について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
市職員の皆様においては日ごろ自己研鑽に励まれていることと考えるが、各職員の専門性を深め更なる資質向上を追求することこそが市の発展やよりよい行政サービスにつながるものであると考える上、市政全体の公正さについても引き続き確保されるべきであることから、研修及び公益通報制度について以下の通り質問する。 ①市職員向けの研修について 高島市行政手続条例については、行政指導や申請に対する処分等に関する基本的指針を示すものである。行政指導・処分等はいくつかの条例を基本として行われる必要がある。よって、行政手続条例などの行政理念や適正な行政指導・処分基準等を規定する条例等に関する研修をより充実させ、各職員がより適正な行政指導や審査、処分判断等を行えるようにし、ひいてはより質の高い行	

政運営に寄与できるように支援していくべきと考えるがどうか。
また公務員は住民の信託のもとで公務を行うものであることから、公正中立な対応はもとより、より品位の高い対応、制度・施策等を市民に深く理解してもらえようにするための効果的な話法・姿勢も当然求められるものである。よって、これらを実現できるよう、各職階研修において接遇研修をはじめとしてこれらに資するような研修の充実を図っていくべきと考えるがどうか。

②内部公益通報制度について

市における内部公益通報制度については高島市公益通報等の処理に関する要綱により規定されており、市総務課に公益通報等相談窓口が設置されているところである。現行制度では総務部長、総務課長、人事課長、相談員である職員をもって公益通報等処理委員会を組織する。

一方、他の地方自治体では告発文書の内容を真実相当性がないものとして公益通報と扱わず、通報者に対し不利益な扱いをするに至った事例がある。事例の是非はともかくとして、相談に対し真に公正中立な判断を下すためには、職員以外にも専門的知識を有する者を委員に含めることが望ましい。県では弁護士等の第三者に調査を依頼するものとしており、他にも地方自治法の規定を用いて第三者委員会を組織し公益通報を処理する制度を設けている市町村もある。

については、当市でも特別な事情がある場合は弁護士等の専門的知識を有する者に調査を依頼し、又は地方自治法等を活用し第三者委員会を設置するなどして、より公正中立性が担保された内部公益通報相談窓口を設置することが望ましいと考えるがどうか。